SGEC/PEFCジャパン ブランドみらい☆ミニセミナー2023 「SDGs X 合法確認はどうなる」

合法性確認の効果的な手段としての森林認証

鮫島弘光

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 生物多様性と森林領域





1992 地球サミット

■ 気候変動枠組み条約、生物多様性条約採択 森林条約は合意できず

◀ 1993 FSC設立

■ 1999 PFFC設立
■ 1998 G8森林行動計画

- 森林認証の取組(1990s~)は、輸入国における合法性確認 (2000s~)より前に始まった
- 森林認証は合法性確認の一つの手段 として使われてきた

■ 2006 グリーン購入法改正 + 林野庁ガイドライン

■ 2016 クリーンウッド法

森林認証(=持続的森林管理の

促進)と、木材輸入国における

違法伐採対策の取組=合法性確認

◀ 2010 EU木材規則

■ 2005 G8グレーンイーグルス行動計画

◀ 2012 豪州違法伐採禁止法

◀ 2008 米国レイシー法改正

の歩み

- ◀ 2017 韓国木材の持続可能な 利用に関する法律改正
- ◀ 2019 中国森林法改正
- ◀ 2023 EU森林破壊規則

◀ 2023 クリーンウッド法改正

www.iges.or.jp

日本の違法伐採対策の取組: 2006年林野庁ガイドライン、2016/2023年クリーンウッド法の求める合法性確認

2006年グリーン購入法改正 (木材も対象に) + 林野庁ガイドライン	2016年クリーンウッド法	2023年クリーンウッド法改正
公共調達が対象 +補助金等によって民間での取 り扱いも拡大	国内に流通する全ての木材等が対象	国内に流通する全ての木材等が対象
公共調達で認められる合法性 証明を出す方法(森林認証も 含む)を示す	合法性確認:調達する木材が法 令に適合して伐採されたことの 確認を求める	・ 合法性確認:調達する木材が違 法伐採に係る木材等に該当しな い蓋然性の確認を求める
	第二種では売り手の合法性確認の結果を確認できれば良い登録事業者は登録実施機関に年次報告(合法性確認の根拠等)	特に第一種では義務(登録の有無に関わらず)合法 性確認の根拠を保管し、国から の検査などがあれば、提示する 義務

第一種木材関連事業:木材・木材製品輸入事業、国産材原木調達事業

第二種木材関連事業:その他の木材関連事業

クリーンウッド法における合法性確認(デュー・デリジェンス)手引き ____ (林野庁 2022年度作成)





巻末資料1

クリーンウッド法における合法性確認 (デュー・デリジェンス) 手引き



- 2016年**CW法の要求する合法性確認**を事業者が行うためのモデルとして作成された(この通りに行わなければならないわけではない)
- 2023年改正CW法においても基本的な考え方 は踏襲される方針

クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート 手順1:書類の収集 以下の情報が記載された書類や補足情報を収集 (調達先に対し提供を求める事質をチェックリスト1に例 ア 木材の種類(品目) イ 原材料となっている樹木の樹種 ウ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域 エ 重量、面積、体積又は数量 オ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材を輸出する者の氏名又は名称及び住所 カ 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類 キ(任意) 調達した木材等や調達先に関する補足情報 手順2:書類の確認 【リスク評価】 (1)書類の確認 チェックリスト1を活用 ス・収集した手順 ロンテープ の書類(全て揃わなくてもよい)、補足情報を確認 (2)リスク評価 (確認事項をチェックリスト2に例表)チェックリスト2を活用、手順1のア〜カの書類。国が提供する情報(クリーンウッド・ナビに掲載)、取引実績 及び補足情報等について、以下の観点から、取り扱う木材等の違法伐採リスクを評価 2. 原産国となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報 3. 調達先に関する情報 4. 樹木が伐採された国又は地域 5. 原材料となっている樹木の樹種 リスクは無視できるレベルと評価 リスクは無視できないレベルと評価 手順3:リスク緩和措置 追加の情報収集・リスク再評価 取扱回避 (1)特定したリスクに関連する情報収集を実施 (追加的な情報収集に係る事項をチェックリスト3に例示) (2)リスク再評価 追加的に収集した情報に基づき、違法伐採リスクを再評価 リスクは無視できるレベルと評価 リスクは無視できないレベルと評価 合法性が確認できたと判断 合法性が確認できなかったと判断 記録の保存、販売先への書類提供

担当者:
責任者:

デュー・デリジェンス手引きに

チェ	ニックリスト1 木材等の	つ調え	おける森林認証の) 日力 (1 t及 L 、
	事項	収集	るいる株外心点) 1X () 1X ()
ア	原材料となっている樹木 が我が国又は原産国の 法令に適合して伐採され たことを証明する書類		その他(引	省令第2条が求め 以外に「補足情
1	原材料となっている樹木 の所有者又はその木材 の輸出者の氏名、名称、 住所:		東質與終 通関時に 国内の行 報」を集めるこ	
ゥ	樹木が伐採された国又 は地域:		■ なお2023年改正 PB は 「原材料情報	ECW法において 弘」と総称
Н	原材料となっている樹木 の樹種名:		納品書 売買契約書 通関時に必要となる書類(仕入書(インポイス)等) 国内の行政手続書類(事項A参照) 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
オ	木材等の種類(品目):		納品書 売買契約書 通関時に必要となる書類(仕入書(インポイス)等) その他(具体的に記載):	2 = 2 = 7
ħ	重量、面積、体積、数量:		朝品書 売買契約書 通関時に必要と その他(具体的)	る認証の証明書等 法性検証等)
+	補足情報	0	第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) 研究がパラルに並ぶる法・特別は李楽者認定書 その他(具体的に記載):	

仕採及7(代採後の造林の居出車(**代採造林居**)(代採居を受けて市町村

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る デュー・デリジェンス手引きにおける森林認証の取り扱い 低リスク評価 寄与度 | 合法性の判断において、**調達する木材が認証材であるか、調達先が** 確認内容 **認証を受けているかを判断の材料として**例示 収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なもの ただし認証材であれば自動的に合法伐採木材であるとみなせるとし 調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐) П (2) (3) 調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わ ているわけではなく、判断はあくまでも事業者の責任 調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報 2. 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に 調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の (1) 法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得 適合して伐採されたことを証明する書類や情報 調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第 (2)調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や 供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています 合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者か 伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して 調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調 らの合法性証明書を取得しています。 調達先に関する情報 (1) 調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます キ 調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になった (2) 調達先に関する情報 調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定 調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得 の報告等を公表しています していたり、認定等を受けている事業者です。 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域 上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか? どの項目にチェックがつけられれば合法性が確認 違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました

できたと判断できるかの基準は示していない

違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました

→ 【チェックリスト3】へ

2023/3/3

林野庁委託事業成果報告会 クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き: リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス

合法性確認の仮想実施 事例紹介

- デュー・デリジェンス手引き(2022年度)では具体的な使い方を示す「仮想実施事例」も作成された。
- うち2事例は、伐採国政府からの許可証な どは得られなかったが、**認証材であること /認証林から生産されていることから合法 性が確認できたと判断した事例**。

仮想実施5事例〔報告書には本日を発表を含めた5事例を掲載予定〕

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
米国丸太	なし	ダグラスファー	米国	自社の認証林からの木材であり、 違法伐採リスク は無視できると 判断	
カナダ製材	PEFC	ダグラスファー	カナダ	リスクは無視で きると判断	
オーストリア製材	なし	White Wood(オウ シュウトウヒ)	不明	伐採国が不明で あり、リスクは 無視できないと 判断	 調達先へ問い合わせ、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 →リスクは無視できると判断
インドネシア合板	V-Legal	メランティ、 ファルカタ	インド ネシア	リスクは無視で きると判断	
中国集成材	なし	Red Wood(オウ シュウアカマツ)	不明	伐採国が不明で あり、リスクは 無視できないと 判断	・ 調達先へ問い合わせ、原料(製材)の調達先はドイツ、スウェーデンの2事業者であることを確認 ・ これら事業者がHPで公開している合法性確保に関する取組等を確認 →リスクは無視できると判断

EU木材規則(2010)における森林認証の取り扱い

- 森林認証はデュー・デリジェンスのために活用できる手段として明記されているが、認証材であればデュー・デリジェンスが免除されているわけではない (免除されているのはVPA材=インドネシアのSVLK材のみ。政府が合法性を担保している)
- ただし実際の運用をヒアリングすると、認証材であれば違法伐採材である可能性は低い (=低リスク)とみなされ、監督官庁からはそれ以上の情報提供を求められないし、事業 者もそれ以上の確認を行っていない例が多い(林野庁 2019年度追加的措置先進事例収集事業報告書)

EU森林破壊規則(2023)

■ EU木材規則と同様、森林認証はあくまでもデュー・デリジェンスの手段であって、グリーンレーンにはならない

豪州違法伐採禁止法(2012)

- EU木材規則と同様。認証材はデュー・デリジェンスを免除する法改正も検討されたが、合意に至らず(林野庁 2022年度生産国リスク情報活用に向けた調査報告書)
- 実際は国産材の大部分は認証材であることを合法性の根拠としている (株野庁 2019年度追加的措置先進事例収集事業報告書)

どのような国から輸入する木材の合法性確認に森林認証が有益か?

原材料情報の リスク評価

	合法性証明の制度が 存在/取得が容易	合法性証明の制度が不在/ 取得が困難
違法伐採が行われて いる可能性が低い		欧米豪等の連邦制国家で多い(森林法は州、輸出入は国で管轄)農地や私有地で栽培された樹木は森林法の対象外の国も
違法伐採が行われて いる可能性が高い	政府からの合法性証 明の信用性に疑念	

違法伐採が行われている可能性が高い国からの木材だけではなく、制度的に 合法性証明の取得が困難な国や地目からの木材の合法性確認にも有用

→メリハリのついたリスクベースの合法性確認を可能とする

認証林面積(百万ha) 150 45 40 ■FSC only 20 **▼**FSC&PEFC 15 ■ PEFC only 10

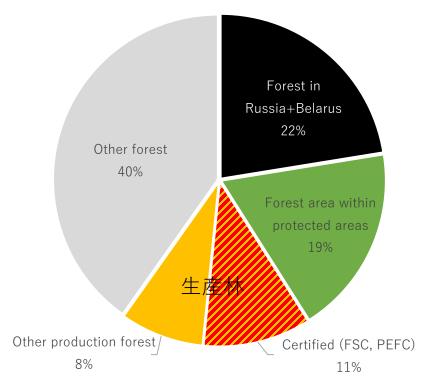
5

2023年現在の世界の認証林の分布

	発足		認証林の 所在国数	認証林面積 (百万ha)
FSC	1993	全世界共通の原則制度	81	159
PEFC	1999	各国の森林認証制度 (e.g. SGEC)の相互承認	42	293
合計	-		81	388(重複66)

FSC、PEFCが停止されているロシアとベラルーシは除いた FSCは2023/7/1、PEFCは2023/3/1時点、重複分は2022年中葉のデータ

- PEFC認証林は特に欧米で多く、一か国当たり の認証林面積が大きい
- FSC認証林は多数の国で小面積ずつ



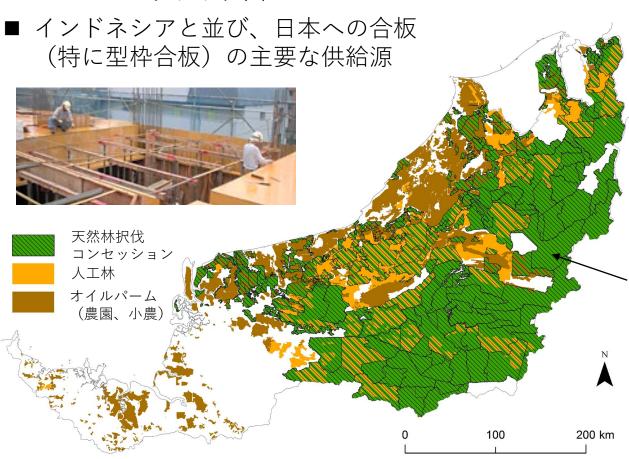
2023年現在、全世界の認証林 (FSC+PEFC) 面積:388百万ha

- 全世界の森林面積 (FAO 2020) の11%
- ロシア・ベラルーシを除いた生産林 (FAO 2020) の56% ※全ての認証林が生産林であることを 仮定



- 輸入材の合法性確認において森林認証 を利用することが一般化
- 非認証材に対して念入りな合法性確認 努力を払うことができる

マレーシア・サラワク州

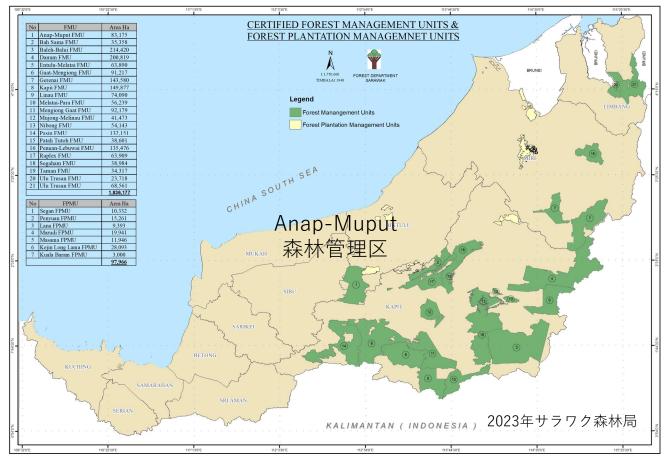


- かつては破壊的な森林 伐採が横行し、しばし ば地域住民の抗議運動 を招いてきた。
- 主要な輸出先である日本も批判を浴びてきた
- →いわゆる「高リスク国」

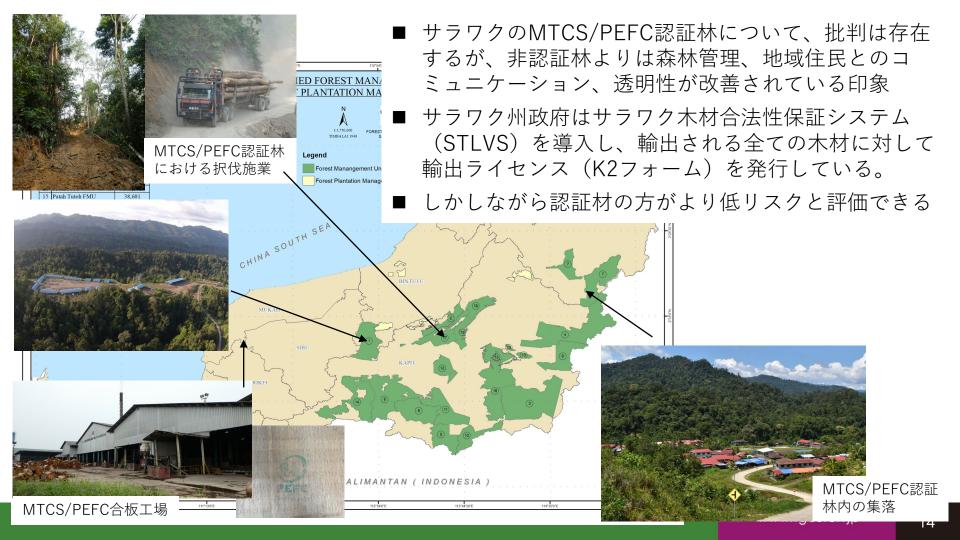


原生林の択伐直後(2000年)

サラワクにおけるMTCS/PEFC認証林の拡大



- 2017年以前はAnap-Muput森林管理区のみ が認証林(2008年~)
- 州政府は、認証林には 60年間の長期事業権を 与える一方、2022年ま でにすべてのコンセッ ションでの認証取得を 義務化
- 新型コロナの影響で取得が遅れているが、 2023年現在、21天然林 択伐コンセッション、 7植林プランテーションが認証取得(全てMTCS/PEFC)



合法性と持続可能性の違い

合法的に伐採された木材

持続可能に管理された森林からの木材 (森林認証はこれを担保)

合法的に行われた土地利用転換(農地 の造成など)由来の木材

違法伐採材



- 2020年東京五輪の際には一部 使用され問題となり、木材の 調達基準の見直しが行われた
- 2025年大阪万博でも踏襲



毎日新聞2019/3/20

近年、違法伐採材だけではなく、非持続 的な森林管理由来の木材に対する規制も 強まる方向

→森林認証の重要性はさらに高まることが予 想される

2023年EU森林破壊規則(EUDR)

- 木材に加えてパーム油、ダイズ、牛肉、 ゴム、カカオ、コーヒー等やその製品が 対象
- 以下の条件を満たす商品のみがEU市場で の販売、輸出が可能
 - ▶ 合法的に生産されたこと
 - ▶ 違法・合法によらず2020年12月31 日以降に森林減少がおきていない土 地で生産されたこと

2023年4月G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ (林野庁まとめ)

- 違法伐採対策を含む持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミット
- 関連商品の生産に関する森林減少や森林及び土地の劣化のリスクを低減し、この問題に対する様々なステークホルダーとの協力を強化する努力を継続することにコミット
- 森林減少・劣化のリスクに関連する商品に対するデュー・ディリジェンス要件の導入を含む可能性のある、更なる規制の枠組み又は政策を策定

まとめ

- 森林認証は、クリーンウッド法においても、EU木材規則等においても、それがありさえすれば合法であると政府に認めてもらえるわけではなく、あくまでも事業者が合法性を判断するための材料の一つ ※認証材であっても違法伐採材であった場合は事業者の責任
- しかし認証材であれば、事業者は合法性確認のために十分な努力を払った(= 違法伐採由来のものが混じっていたとしても故意ではない)と主張できる
- 現在欧米豪等の生産林の多くは認証林であり、低リスク材の迅速な合法性確認 (➡合法性確認努力を高リスク材に集中)に有用
- 高リスク国であっても、森林認証取得の動きが進んでおり、輸入国は積極的に 評価することが期待される
- EU森林破壊規則 (EUDR) 等の動向から、今後合法性だけでなく持続可能な森林由来の確認が求められ、森林認証の有用性が高まると予想される